

行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について

〔令和5年1月27日〕
閣議了解

官報を提出すべき申請において、官報に代わるべき情報として官報情報（官報に記載すべき事項に係る情報をいう。以下同じ。）を記録した電磁的記録を提出することができるよう、内閣府は独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）と連携して下記の措置を講ずるものとする。

記

国立印刷局ホームページに掲載される官報情報と官報に記載された事項の同一性の確保をより一層徹底するため、当該官報情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるよう、内閣府は国立印刷局に対し、現在実施している当該官報情報への電子署名に加えて、当該官報情報にタイムスタンプを付与すること等について必要な指示を行う。